

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成16年12月28日

久留米市規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年久留米市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の例外)

第2条 条例第2条ただし書に規定する特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行するものを特定することが必要なこと。
- (2) 施設管理上、緊急にその指定管理者を指定しなければならないこと。
- (3) 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定されること。
- (4) 地域の人材、団体等、政策的な方針に照らして合理的な理由があること。
- (5) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定すること。

(申請書等)

第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 団体の経営状況を説明する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 課税されている団体にあつては、市長が必要とする納税証明書
- (5) その他市長が指定管理者を指定するために必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第4条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定決定書(第2号様式)を当該指定管理者に交付するとともに、公の施設の管理運営に関し当該指定管理者と協定を締結するものとする。

2 前項に規定する場合において、市長は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。条例第 8 条の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、及び期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときも、同様とする。

(委員会の組織)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項に規定する久留米市指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の委員は、10 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長等が適当と認める者

(委員会の委員の任期)

第 6 条 委員会の委員の任期は、市長等から委嘱され、又は任命された日から、その所掌事務により、指定管理者が指定を受けた施設の管理を行う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌事務)

第 7 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること
- (2) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること
- (3) その他指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項

(委員長及び副委員長)

第 8 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第 9 条 会議は、委員長が招集する。ただし、委嘱又は任命後初の会議の招集は、市長等が行う。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 1 0 条 委員会の庶務は、公の施設を所管する所管部において処理する。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。